

# おいらせ町国民健康保険オンライン特定保健指導業務に係る

## 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 趣 旨

この要領は、おいらせ町国民健康保険オンライン特定保健指導業務に当たり、豊富な専門知識やノウハウを有する事業者から広く提案を受け、当該提案の内容、見積金額等を総合的に勘案し、当該業務の目的及び内容に最も適した受託業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名称 おいらせ町国民健康保険オンライン特定保健指導業務
- (2) 業務内容 別紙「おいらせ町国民健康保険オンライン特定保健指導業務仕様書」に記述する業務
- (3) 契約方法 単価契約
- (4) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (5) 見込み人数 動機づけ支援及び積極的支援 20人～40人

(参考) 特定保健指導利用者数の実績及び令和6年度見込み人数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
動機付け支援	59(19)人	55(1)人	56(5)人	65(0)人
積極的支援	41(37)人	20(0)人	15(4)人	30(0)人

※町保健師が実施した人数と委託業者が実施した終了者数と初回面談のみ実施者の合計

(カッコ内は初回面談のみ実施者数)

#### (6) 委託料単価上限額(消費税を含む)

- ① 動機付け支援 22,000円
- ② 積極的支援 33,000円

### 3. スケジュール(案)

	項 目	日 程
1	公募開始(公示)	令和6年6月14日(金)
2	参加申込書及び質問書の提出期限	令和6年6月28日(金)17時(必着)
3	質問に対する回答(予定)	令和6年7月5日(金)(予定)
4	企画提案書の提出期限	令和6年7月12日(金)17時(必着)
5	プロポーザル審査(書面)	令和6年7月19日(金)
7	審査結果の通知	令和6年7月26日(金)(予定)
8	契約締結	令和6年8月上旬

※日程は変更になる場合があります。

## 4. 参加者の要件等

### (1) 参加資格

本提案に参加できる者は、以下のすべての要件を満たすものであること。

- ① 法人格を有し、本業務を円滑に遂行することができるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ② 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 28 条及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」(平成 19 年厚生労働省令第 157 号)に基づく、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 16 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」(平成 25 年厚生労働省告示第 92 号)「第 2 特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしていること。
- ③ 高齢者の医療の確保に関する法律及び関連政省令・告示等を遵守し、「標準的な健診・保健指導プログラム【令和 6 年度版】」(令和 6 年 4 月厚生労働省健康局)及び「特定保健指導における情報通信技術を活用した指導の実施の手引き」に沿って特定保健指導を実施できること。
- ④ 過去 5 年間に市町村が発注した情報通信機器を利用した遠隔面接による特定保健指導業務の受託実績を有していること。

### (2) 応募者の制限

次に該当する者は、参加できないものとする。

- ① 国税及び地方税を滞納している者
- ② 地方自治法施行令(昭和 22 年法律第 154 号)第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当する者。
- ③ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)
- ④ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく特別清算開始の申立てをしている者。
- ⑤ 暴力団排除条例(平成 24 年松前町条例第 1 号)第 2 条に規定する者(以下「暴力団等」という。)に該当しない及び暴力団等が経営及び業務に関与していないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止に等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が、法人の役員又はこれらに準ずる地域に就任し、また実質的に経営等に関与している者。

## 5. 参加方法

### (1) 参加申込書等の提出

参加しようとする事業者は、次により参加申込書等を提出すること。

- ① 提出期限 令和 6 年 6 月 28 日(金)17 時(必着)

- ② 提出物 参加申込書(様式1)、会社概要(様式2)
- ③ 提出方法 持参(土・日曜日を除く8時 30 分から 17 時00分までの間)  
又は郵送(書留等)

## (2) 質問書の提出等

- ① 提出期限 令和6年 6 月28日(金)17 時(必着)
- ② 提出物 質問書(様式3)
- ③ 提出方法 電子メール又はFAX  
※提出後、電話で提出した旨を報告すること。
- ④ 質問への回答 令和6年7月5日(金)までに電子メールで回答する(予定)。回答は、質問者を伏せた形でプロポーザル参加者全員に行うが、公平性を保てない場合等は回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。
- ⑤ 注意事項 質問書以外で提出された質問に対しては、一切回答しない。

## (3) 企画提案書の提出

企画提案書は、1事業者につき1提案とし、仕様書及び企画提案書作成要領の内容を踏まえ、次により提出すること。

- ① 提出期限 令和6年 7 月12日(金)17 時(必着)
- ② 提出物 企画提案書(正本1部、副本 6 部)、参加資格誓約書(様式4)
- ③ 提出方法 持参(土・日・祝日を除く8時 30 分から 17 時00分までの間)  
又は 郵送(書留等)

## (4) 企画提案書の取扱い

- ① おいらせ町町民課において、提案者から提出のあった企画提案書に不備等がないか確認を行い、不備等があった場合は補正を求めることがある。
- ② 企画提案書の提出をもって、参加者が本要領の記載内容に同意したものとみなす。
- ③ 提出期限後における提出書類の変更、差し替え及び再提出は、認めない(審査に影響を与えない軽微なものを除く。)
- ④ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ⑤ 提案を取り下げる場合は、取下書を提出すること。また、委託候補者選定までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、同様とする。なお、取下書の提出があった場合でも、提出された企画提案書は返却しない。
- ⑥ 提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。
- ⑦ 提出書類は、おいらせ町情報公開条例(平成 13 年おいらせ町条例第 12 号)に基づく情報公開請求の対象となる。

## (5) 企画提案の無効

次に該当する場合は、企画提案書の提出を無効とする。

- ① 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 90 条(公序良俗違反)、第 93 条(心裡留保)、

第 94 条(虚偽表示)又は第 95 条(錯誤)に該当する提案を行った場合

- ② 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案を行った場合
- ③ 手続において提出書類に虚偽の記載をした場合
- ④ その他、企画提案に関する条件に違反した提案を行った場合

(6) その他

- ① プロポーザルへの参加のために提出された書類一式(以下「申込書等」という。)は委託候補者の選定以外の目的で使用しない。
- ② 提出された申込書等は返却しない。
- ③ 企画提案書の作成、提出等のプロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

## 6. 審査

(1) 審査方法

- ① 審査は、書面により行う。
- ② 審査項目に基づき審査及び採点を行い、委託候補者を選定する。

審査項目		評価の視点	配点
方針の理解度		基本方針・町に対する理解度、業務への意欲	10
業務目的		業務目的を達成するためのコンセプトの明確さ、効果が期待できる提案であるか	10
実施内容	利用促進の工夫	途中で脱落させない工夫がされているか	15
	支援方法	測定機器やアプリが使いやすさ データを見える化する等支援方法を工夫し行動変容及び行動継続につなげることができるか	15
	予約受付	利用者が時間を問わず予約できる環境が整備できているか	10
業務推進体制		業務推進体制は適切か (安定性、的確性、町との連携体制、関係機関等との協力体制の有無、町の業務負担軽減、セキュリティ対策等)	10
業務実績		自治体(市町村)オンライン特定保健指導に関する業務(類する業務を含む。)の実績	10
工程		実施手順及びスケジュールの適正さ	10
経費見積		見積額が適正か。	10
合計			100

- ③ 審査結果によっては、いずれの参加者も委託候補者に選定しないことがある。
- ④ 提案者が1者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合に委託候補者として選定する。6割に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する。

## (2) 審査結果

審査結果は、令和6年7月26日(金)に参加者全員へ文書で通知する(予定)。なお、審査内容に関する質問や異議は、一切受け付けない。

## 7. 契約

### (1) 契約締結の協議

選定された委託候補者と、提出された企画提案を基に業務について協議を行い、契約時の仕様書を作成する。したがって、企画提案書の提案内容や金額がそのまま契約内容となるものではなく、協議の過程で提案内容の一部に変更がある場合がある。なお、協議が調わなかった場合は、審査結果が次点であった者と協議を行う。

### (2) 契約の締結

協議の上、決定した仕様書に基づき、委託候補者から見積書の提出を願い、限度額の範囲内であることを確認して、契約を締結する(令和6年8月上旬頃の予定)。

## 8. 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書を基に、データ分析や受診勧奨の具体的な業務内容についておいらせ町と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成しておいらせ町に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、おいらせ町の検査を受けること。なお、実績報告書には、受診勧奨による受診率の変化等の効果検証を記載し、次年度の受診率向上につながるような内容をおいらせ町に提案し報告すること。
- (3) 町は、業務実施過程で委託契約書及び本仕様書(以下「仕様書等」という。)記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 9. 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面により報告し、おいらせ町の承諾を得なければならない。なお、再委託の価格は委託料の2分の1を超えてはならない。

## 10. 秘密保持

- (1) 受託者は、町から開示された秘密情報を保持するため、当該秘密情報の一部または全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等について、秘密が不当に開示又は漏えいされないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。
- (2) 受託者は、事前においらせ町の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (3) 受託者は、データ管理において、漏えい、滅失、棄損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じること。
- (4) 受託者は、秘密情報を知得した事故の役員又は使用人(秘密情報を知得後退職した者も含む。)に対し、別途契約時に定める秘密保持義務の順守を徹底させるものとする。
- (5) 委託業務完了後、受託者は収集及び管理したデータを速やかにおいらせ町に引き渡すものとする。また受託者のシステムにデータを取り込んだ場合は、個人が特定されるデータについて速やかに消去し、かつ復元できないよう処置を講じたことを、おいらせ町へ報告すること。

## 11. その他

- (1) 受託者は、常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと。
- (2) 受託者は、常においらせ町と密接に連絡を取るとともに、必要に応じておいらせ町と業務打合せを行い、業務の進捗状況を報告し、今後の実施予定等についておいらせ町の確認を得ること。また、打合せ内容について、受託者が記録を作成し、速やかにおいらせ町に提出すること。
- (3) 受託者は、関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (4) 業務実施に係る経費は、全て受託者の負担とする。
- (5) 仕様書等に疑義が生じたとき又は仕様書等に定めのない事項については、受託者は速やかにおいらせ町と協議し、その指示を受けなければならない。

## 12. 申込書等の提出先・問合せ先

〒039-2192

青森県上北郡おいらせ町中下田135番地2

おいらせ町役場 町民課 国民健康保険係

TEL: 0178-56-4218 FAX: 0178-56-4364

E-mail: chomin@town.oirase.aomori.jp